（専門子会社の業務等）

第九十五条　法第七十二条第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　第九十七条第一項各号に掲げる業務であって、農林中央金庫、その子会社（法第七十二条第一項第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。）その他次条に規定する者（次項第二号及び第十四項第二号イにおいて「農林中央金庫等」という。）の営む業務のために営むもの

二　第九十七条第二項各号に掲げる業務（農林中央金庫が証券専門会社等（証券専門会社、法第七十二条第一項第三号に規定する証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十四項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあっては第九十七条第二項第三十号から第三十四号までに掲げる業務を、農林中央金庫が信託専門会社等（法第七十二条第一項第一号に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）、同項第四号に規定する信託専門会社又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあっては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2　法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一　［略］

二　第九十七条第一項各号に掲げる業務であって、農林中央金庫等の営む業務のために営むもの

三　第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、農林中央金庫が信託専門会社等を子会社としていない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあっては第九十七条第二項第三十号から第三十七号までに掲げる業務を除く。）

3　法第七十二条第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

［一～四　略］

五　第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、農林中央金庫が信託専門会社等を子会社としていない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあっては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を除く。）

（専門子会社の業務等）

第九十五条　［同上］

一　第九十七条第一項各号に掲げる業務であって、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は次条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　第九十七条第二項各号に掲げる業務（同項第三十号から第三十四号までに掲げる業務については証券子会社等（法第七十二条第二項第五号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等（法第七十二条第二項第六号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。）

2　法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一　［同上］

二　第九十七条第一項各号に掲げる業務であって、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は次条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三　第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

3　［同上］

［一～四　同上］

五　第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）